

■京都・主基田抜き穂の儀違憲訴訟 2月9日第1回口頭弁論報告

第1回口頭弁論が、京都地裁101号法廷で開かれた。

訴状の陳述後、主任代理人から「監査結果は一連の参列・拝礼を『宗教と関わり合いを持つ』と認めながら、『皇位継承の際の皇室の重要な伝統儀式』、『象徴天皇の即位に祝意及び敬意を表する目的で行われた社会的儀礼』とした。大分抜き穂の儀最高裁判決の論理には誤魔化しがある。新憲法下の『国民の総意に基づく』天皇は、以前の天皇と異なり、伝統や神話に基づくものではない。皇室典範第三条は『天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する』との規定のみであり、大嘗祭や高御座や三種の神器を持ち出す即位礼がなくても新天皇は即位する。天皇家の私的儀式に公的性格を認めたり、公費の支出は違憲行為。皇室神道の中核的儀式である大嘗祭や即位礼正殿の儀に公的資格で参列拝礼したことにより、京都府知事らは、神の子孫である天皇による人民支配の神話に加担した」と述べた。

原告2名が意見陳述を行った。

第2回口頭弁論 4月20日11時30分 京都地裁101号法廷

抽選の予定(京都地裁のHPで確認を)整理券配布予定 10時20分～40分

終了後は弁護士会館で報告集会の予定。